

東京都臨床工学技士会の名義使用承諾に関する細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、団体が行う公益的行事に対する共催および後援における一般社団法人東京都臨床工学技士会（以下「本会」という。）の名義使用の承諾に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本細則における「後援」とは、本会として経費の負担はせず、直接運営に関わらない事業であるが、本会がその趣旨に賛同する事業に対して、「東京都臨床工学技士会」の名義の使用を承認することをいう。

2 本細則における「共催」とは、本会の事業・運営の推進に大きく資する事業等であり、かつ、主催団体から本会と共同で実施することの申出があった事業等に対して、本会が事業等の企画または運営にかかわり、共同主催者として責任の一端を担うことをいう。

3 本細則における「団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
(1) 国、地方公共団体その他公共的団体
(2) 報道機関、公共交通機関その他の公共性のある事業活動を行う法人
(3) 前2号に掲げる団体のほか、次のすべての要件を具備しているもの
ア) 主催者の存在および役員構成が明らかである。
イ) 規約、会則等の定めがあり、団体意志が明確である。
ウ) 事業遂行能力が十分であると認められる。

4 本細則における「公益的行事」とは、講演会、シンポジウム、セミナーに関する行事、その他これらに類する行事で、公共性のあるもの、また、本会の目的・事業と整合性のある行事をいう。

第2章 名義使用の承諾

(名義使用の承諾)

第3条 本会会長（以下「会長」という。）は、団体の行う公益的行事に対し、本細則の定めるところにより、本会の共催もしくは後援の名義の使用を承諾する。

2 会長は、本会の趣旨および目的に合致しない団体については、前項の承諾をしない。

(共催の名義使用承諾の基準)

第4条 本会が共催することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のすべての要件に該当するものとする。これらに準ずる行事であって、会長が特に認めたものについても同様とする。

- (1) 公益性があると認められる。
- (2) 当会会員にとって有益であると認められる。
- (3) 当会の目的および事業に照らし、特に必要性が高いと認められる。
- (4) その運営方法が、公正であると認められる。
- (5) 東京都を対象としている。
- (6) 行事の開催に当たり、公衆衛生、災害防止等に関する措置が講じられている。

(後援の名義使用承諾の基準)

第5条 本会が後援できる行事は、団体が行う公益的行事で、次のいずれかに該当するものとする。これらに準ずる行事であって、会長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 前条第1号に規定する事項に合致する。
 - (2) 東京都を対象としている。
 - (3) 会場を東京都内あるいはWEB上に有する。
- 2 前項の規定は、団体が専らその構成員の親睦のために行う行事、団体の構成員のみを対象とする行事および専ら営利を目的とする行事については、適用しない。ただし、本会

の活動に寄与する優れた人材の育成や確保を目的とする行事については、この限りではない。

(承認の制限)

第6条 前2条の規定による共催もしくは後援の名義使用の承諾は、次の要件に該当する行事に対しては行わない。

- (1)法令または公序良俗に反する、または反するおそれがある。
- (2)営利または商業宣伝を目的とする。
- (3)政治活動または宗教活動を目的とする。
- (4)特定の政党その他政治団体、宗教団体または結社を支持、または支援する。
- (5)特定の思想または主義主張を浸透させることを目的とする。
- (6)本会の事業運営に支障を来す。
- (7)その他後援等名義の使用の承認をすることが不適當であると認められる。

(共催等の名義使用承諾等の条件)

第7条 会長は、第4条および第5条の規定により、共催もしくは後援の名義の使用を承諾するときは、必要な条件を付することができる。

第3章 申請等の手続

(共催等の名義使用申請等の手続)

第8条 第4条および第5条の規定により、共催若しくは後援の名義使用の承諾を受けようとするものは、申請書(第1号様式)を会長に郵送、E-mail または Fax しなければならない。

- 2 後援の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1)行事計画書
 - (2)収支予算書
 - (3)今回または前回のチラシ等
- 3 共催の申請書には、前項の書類の他に次の書類を添付しなければならない。ただし、前回の申請から変更がない場合はその限りではない。
 - (1)規約、会則その他これらに類するもの
 - (2)団体役員名簿
 - (3)団体活動状況
- 4 第1項の申請書は、行事の開催予定日の1か月前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(通知書の送付)

第9条 会長は、前条の規定により申請があった場合において、本会の共催若しくは後援の名義の使用を承諾したとき、またはそれらの不承諾の決定をしたときは、通知書(第2号様式)を申請者に送付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 会長は、前条により承諾を決定した後においても、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請をした場合
 - (2)正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、または実施することが発覚した場合
 - (3)法令または決定に付した条件に違反した場合
- 2 取消しの効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、本会は団体に対して一切の責任を負わない。
 - 3 取消しに係る団体等に対しては、当該取消しの日から3年の間は、原則として共催もしくは後援の名義の使用承諾をしない。
 - 4 会長は、第1項の規定により決定を取消した場合において、通知書(第5号様式)を申請者に送付する。

(行事内容変更届等)

第 11 条 第 9 条の規定により通知を受けた団体は、申請の内容を変更する場合は行事内容変更届（第 3 号様式）を、行事が終了した場合は行事終了届（第 4 号様式）を、速やかに、会長に提出しなければならない。ただし、行事の内容の変更にあたっては、変更の内容が軽易なものについては、この限りではない。

2 共催の行事終了届（第 4 号様式）には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) プログラムまたはそれに類するもの
- (3) 記録画像、進行表等の開催当日の様子が分かるもの

第 4 章 雑 則

(適用の除外)

第 12 条 本細則は、本会が主催する行事には適用しない。

(細則の改廃)

第 13 条 本細則の改廃は、理事会の決議を必要とする。

付 則

本細則は、令和 2 年 11 月 11 日に施行する。

申 請 書

年 月 日

(申請先)

一般社団法人 東京都臨床工学技士会会長

(申請者)

団体名

所在地 〒

代表者(職・氏名)

連絡責任者

氏名

電話

E-mail

次の行事について東京都臨床工学技士会の(共催・後援)を得たいので
関係書類を添えて申請します。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
会 場	
開催趣旨および行事内容	
参加者の範囲および参加者数	
申 請 理 由	
入 場 料 徴 収 の 有 無 ・ 額	有料(会員 円 非会員 円)・無料
(その他徴収金)	有()・無
主催およびその他の共催・後援・協賛団体	

(添付書類)

申請書には、次の書類を必ず添付してください。

- 1) 行事計画書 2) 収支予算書 3) 今回または前回のチラシ等

共催の申請書には、次の書類も添付してください。ただし、前回の申請から変更がない場合はその限りではありません。

- 4) 規約、会則その他これらに類するもの 5) 団体役員名簿 6) 団体活動状況

(注意事項)

- 1 申請書は当該行事開催予定日の1か月前までに郵送、E-mailまたはFaxしてください。
- 2 書類の記入漏れがある場合、記載内容が不明確な場合、添付書類が不十分な場合等には申請書を受理しません。

行事計画書

行事名/主催者名	
開催期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
時間	午前 / 午後 : から 午前 / 午後 : まで
入場予定人員	_____人 (内訳) 会員 _____人 非会員 _____人
事業目的	
事業内容	
広報計画	

共催行事収支予算書

行事名 / 主催者名	
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで

収入	項目	金額	積算の内訳
			円
	合計	円	

支出	項目	金額	積算の内訳
			円
	合計	円	

特記事項

--

注意

- 1 入場料を徴収する場合は、一人あたりの料金など積算基礎を明らかにしてください。
- 2 補助金、協賛金がある場合は、交付額を明らかにしてください。

都臨工発 第 号
年 月 日

様

一般社団法人 東京都臨床工学技士会会長

印

一般社団法人東京都臨床工学技士会(共催・後援)名義使用 承諾決定通知書

申請のありました下記行事について、東京都臨床工学技士会の(共催・後援)を承諾いたします。

行事名	
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
会場	

(注意事項)

1. 行事内容に変更があるときは、速やかに変更届を提出してください。
2. 後援等名義の使用の承諾は、次に挙げる要件を満たす行事について行うものとします。
 - (1) 公益性があると認められる。
 - (2) 本会会員にとって有益であると認められる。
 - (3) 本会の趣旨および目的に合致し、特に必要性が高いと認められる。
 - (4) その運営方法が、公正であると認められる。
 - (5) 東京都を対象としている。
 - (6) 行事の開催に当たり、公衆衛生、災害防止等に関する措置が講じられている。
 - (7) 法令または公序良俗に反さないもの、または反するおそれがない。
 - (8) 営利または商業宣伝を目的としない。
 - (9) 政治活動または宗教活動を目的としない。
 - (10) 特定の政党その他政治団体、宗教団体または結社を支持、または支援するものでない。
 - (11) 特定の思想または主義主張を浸透させることを目的としない。
 - (12) 本会の事業運営に支障を来すものでない。
 - (13) その他後援等名義の使用の承認をすることが不適當であると認められない。
3. 「東京都臨床工学技士会の名義使用承諾に関する事務取扱細則」に違反する事実が判明した場合は、承諾の決定を取り消します。

都臨工発 第 号
年 月 日

様

一般社団法人 東京都臨床工学技士会会長

印

一般社団法人東京都臨床工学技士会(共催・後援)名義使用 不承諾決定通知書

年 月 日付で申請のありました下記行事について、審査の結果、承諾いたしかねますので通知します。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
会 場	
主 催 団 体	
承認しない理由	

事業内容変更届

年 月 日

(届出先)

一般社団法人 東京都臨床工学技士会会長

(申請者)

団体名

所在地 〒

代表者(職・氏名)

連絡責任者

氏名

電話

E-mail

次の行事について東京都臨床工学技士会の（共催・後援）を得た事業について変更がありましたので届け出ます。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
会 場	
備 考	

変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

(記入上の注意)

- 1 事業の名称は、正式な名称を記入してください。
- 2 変更事項および変更理由は詳細に記入してください。

行 事 終 了 届

年 月 日

(届出先)

一般社団法人 東京都臨床工学技士会

(届出者)

団体名

所在地 〒

代表者(職・氏名)

連絡責任者

氏名

電話

E-mail

このたび、東京都臨床工学技士会の(共催・後援)を得て実施しました行事は、次のとおり終了しましたので届け出ます。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間 回)
会 場	
入 場 者	
実 施 内 容	
収 支 決 算 書	別添のとおり

(注意事項)

- 1 行事終了後、1か月以内に提出するようにしてください。
- 2 共催行事の終了届には次のものを必ず添付してください。
 - (1) 収支決算書
 - (2) プログラムまたはそれに類するもの
 - (3) 記録画像、進行表等の開催当日の様子が分かるもの
- 3 実施内容については、事業の成果を含め具体的に記載してください。

(共催行事収支決算書記入上の注意)

- 1 入場料を徴収した場合、一人当たりの料金など積算基礎を明らかにしてください。
 - 2 補助金等は交付額を記入してください。
- ※行事終了届の提出がない場合は、以後の共催および後援はいたしません。

共催行事収支決算書

行事名 / 主催者名	
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで

収入	項目	金額	積算の内訳
			円
	合計	円	

支出	項目	金額	積算の内訳
			円
	合計	円	

特記事項

--

都臨工発 第 号
年 月 日

様

一般社団法人 東京都臨床工学技士会会長

印

一般社団法人東京都臨床工学技士会名義使用承諾取消通知書

年 月 日付 都臨工発 第 号で承認しました下記行事について、承認を取り消しますので通知します。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
会 場	
主 催 団 体	
取 消 理 由	

(注意事項)

1. 申請者は、交付を受けた後援名義使用決定通知を直ちに本会に返還すること。
2. 申請者は、速やかに後援名義使用承認を取り消された旨の広報を行わなければならない。また、街頭および各種施設等に掲示したポスター・チラシ等の広報媒体から「一般社団法人東京都臨床工学技士会」の名前を速やかに削除すること。